

鹿角市公営企業会計システム賃貸借業務 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務概要

(1) 目的

鹿角市水道事業及び鹿角市下水道事業で使用する公営企業会計システムの賃貸借業務（以下「本業務」という。）を実施する。

令和6年度決算までは既存システムを使用するが、令和7年度当初予算編成事務から本システムの運用開始とし令和7年4月から本格運用とする。このため、令和7年度に運用保守の一部として、令和6年度決算の本システムへの反映を行う。

(2) 業務名称

鹿角市公営企業会計システム賃貸借業務

(3) 業務内容

鹿角市公営企業会計システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 賃貸借期間等

令和6年10月1日から令和11年9月30日（5年間）

なお、契約締結日の翌日から令和6年9月30日までをシステム導入業務期間とし、令和7年度当初予算編成事務は本システムで行う。

また、本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であり、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年鹿角市条例第40号）第2条に該当する契約である。

2. 提案限度額

27,192,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記金額はシステムに係る費用及び賃貸借期間中の使用料、賃借料、保守等の全ての費用を含むこと。

また、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの期間において、契約金額を60で除した金額をシステム賃貸借料として毎月支払う。端数金額の調整は、別途協議のうえ決定する。また、提案者が指定するリース業者を含めて本契約を締結しようとする場合は、見積金額にはリース料を含めた金額を記載すること。

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 本件の仕様書に基づき、業務を実施できること。
- (2) 公営企業会計システムのパッケージシステムの提供ができること。
- (3) 情報セキュリティマネジメント（ISMS）またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- (4) 単体事業者であること。ただし、賃貸借のみをリース事業者が行う場合は、単体事業者と認める。
- (5) 当市と同等以上の自治体（人口3万人以上の規模）に対して導入実績があること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 本プロポーザルに係る参加申し込みの期限の日から契約締結の日までの間において、鹿角市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団関連について、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であると認められるもの。
 - ② 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者へ損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 暴力団、暴力団員または③～⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (10) 国税、都道府県税、市町村税等を滞納していないこと。

5. 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 企画提案書等の提出前において、仕様書等に対する質問があるときは、電子メールで添付ファイルによらず本文中に簡潔に質問内容をまとめたうえで、「14. 提出・問い合わせ先」あてに送付すること。ただし、質問に際して図表や写真等を用いる必

要がある場合はこの限りでない。なお、電子メールの件名は「【業者名】鹿角市公営企業会計システム賃貸借業務に関する質問事項」とすること。

- (2) 質問に対する回答は、質問者に対し速やかに電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
- (3) 寄せられた質問の回答については、必要に応じて本実施要項及び仕様書等への追加又は修正事項として取り扱うものとする。
- (4) 事務手続きに関する質問等を除き、期限経過後の質問及び電子メール以外での質問は受け付けない。
- (5) 本プロポーザルの実施にあたっては質問期間を設けているため、参加者は、実施要項及び仕様書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議申し立てることはできない。
- (6) 質問書の提出期限は、令和6年5月1日（水）17時とする

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出分

「提案参加申出書」及び作成要領に定める資料等

(2) 作成方法

作成要領による。

(3) 提出期限

令和6年5月17日（金） 17時

(4) 提出方法

期限までに下記提出先へ持参又は郵送すること。

※郵送の場合は必着とし、郵送後に電話でその旨を提出先に報告すること。

(5) 提出先

〒018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市役所1階 上下水道課管理班

7. 審査方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等の資料をもとに、本業務に係る審査委員会において、審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びデモンストレーション審査

①審査概要

企画提案のプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

②実施日

令和6年5月23日（木）（予定） 時間割は別途通知する。

※1社あたりの持ち時間は質疑応答も含み45分程度とする。ただし、参加者数により変更する場合がある。

③場所

鹿角市役所

④注意事項

プレゼンテーションは、提案書に基づき本業務の責任者が実施することを基本とする。デモンストレーションは提出された提案書及び機能要件仕様書をもとに行うこと。いずれも参加者は4名以内とする。なお、プレゼンテーション等に使用する物品については提案者が準備すること。ただし、電源・スクリーンは当市で用意する。

8. 審査内容及び配点

審査項目及び配点は以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
①提案書に基づく評価	200点
②機能要件仕様書に基づく評価	300点
③プレゼンテーション及びデモンストレーションに基づく評価	200点
④見積金額に基づく評価	300点
合計評価点	1,000点

審査員が上記の表の各項目について各自評価点を付し、その合計を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均を、最終的な評価点とする。

9. 審査結果通知及び公表

提案の審査結果については、審査委員会における評価を経て、令和6年5月28日(火)(予定)に各提案者に文書により通知する。なお、結果については市ホームページにも掲載する。

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者もしくは提案は失格とする。

- (1) 提案者が上記4に規定する参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 参加資格及び提案書等の内容に虚偽があると認められる場合
- (3) 本要項に規定する提案書等の提出期限、提出先、提出方法等に適合しない場合
- (4) 提案者がプレゼンテーション及びデモンストレーション審査を欠席もしくは指定した時間に遅刻した場合
- (5) 提出された見積書の金額が上記2に規定する提案限度額を超えている場合

11. 契約

審査の結果に基づき、評価点が最高点だった者（以下「優先交渉権者」という。）と必要に応じて仕様書等について調整を行うなどの協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。

ただし、優先交渉権者が上記10に規定する失格事由に該当すると判明した時、またはその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、評価点が次点であった者と交渉するものとする。

12. 日程等

(1) 公告	令和6年4月22日
(2) 質問書提出期限	令和6年5月1日 17時
(3) 質問書回答期限	令和6年5月9日 17時
(4) 企画提案書等提出期限	令和6年5月17日 17時
(5) プレゼンテーション及びデモンストレーション	令和6年5月23日（予定）
(6) 審査結果通知	令和6年5月28日（予定）
(7) 契約締結	令和6年6月7日（予定）

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して生ずる費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。ただし、当該審査の目的でのみ使用することとし、提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、提出期間内に限り補正することができる。
- (4) 提案参加申出書を提出後に、自己の都合により提案参加を辞退する場合は、「辞退届出書」を提出すること。
- (5) 提出された提案書等は、鹿角市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

14. 提出・問い合わせ先

鹿角市建設部上下水道課管理班
秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1
電話：0186-30-0275
メールアドレス：gesui@city.kazuno.lg.jp